九二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件　一九　三
九三　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　一九　三
九四　保安林の指定をする件　一九　五
九五　保安林の指定施業要件を変更する件　一九　五
九六　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　二〇　六
九七　生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件　二〇　六
九八　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二三　三
九九　出願公表後に品種登録出願が拒絶された件　二四　二
一〇九　保安林の指定をする件　二四　三
一一〇　保安林の指定を解除する件　二四　三
一一三　保安林の指定施業要件を変更する件　二四　三
一一四　農薬を登録した件　二五　五
一二三　型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件　二五　六
一三一　プラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示の一部を改正する件　二五　六
一三二　保安林の指定をする件　二五　七
一三三　保安林の指定を解除する件　二五　七
一三四　畜産経営の安定に関する法律施行規則第三条第三号、第四条第二号及び第三号イ、第八条並びに第九条の規定に基づき、同規則第三条第三号の農林水産大臣が定める期限等を定める件　二五　15　二八
一三五　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件　二五　15　二八
一三六　肥料を登録した件　二六　16　七
一三七―一五二　保安林の指定施業要件を変更する件　二七　七
一五三　肥料を登録した件　二七　17　一
一五四―一五五　農薬を再登録した件　二七　17　二
一五六　農薬の登録が失効した件　二七　17　八
一五七　農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件　三〇　五
一五八　収穫基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件　三〇　五
一五九　漁船損害等補償法第百十三条の四第二項第一号の危険の程度の区分を定める件　三〇　18　三一
一六〇　漁船損害等補償法第百十三条の四第二項第一号、第百十八条の二第二項及び第百二十六条の三第二項の普通損害保険、漁船船主責任保険（特定塡補区分を除く。）及び漁船積荷保険の基本部分の純保険料に対応する部分の率の算定の基礎となる期間を定める件　三〇　18　三四
一六一　漁船損害等補償法第百十三条の四第二項の農林水産大臣が定める率を定める件　三〇　18　三四
一六二　漁船損害等補償法第百十三条の四第三項の農林水産大臣が定める率を定める件　三〇　18　三九
一六三　漁船損害等補償法第百十三条の十一第二項の農林水産大臣が定める割合を定める件　三〇　18　三九
一六四　漁船損害等補償法第百十八条の二第二項の危険の程度の区分を定める件　三〇　18　三九
一六五　漁船損害等補償法第百十八条の二第二項の農林水産大臣が定める率を定める件　三〇　18　四〇
一六六　漁船損害等補償法第百十八条の二第三項の農林水産大臣が定める率を定める件　三〇　18　四一
一六七　漁船損害等補償法第百二十六条の三第二項の危険の程度の区分を定める件　三〇　18　四二
一六八　漁船損害等補償法第百二十六条の三第二項の農林水産大臣が定める率を定める件　三〇　18　四三
一六九　漁船損害等補償法第百二十六条の三第三項の農林水産大臣が定める率を定める件　三〇　18　四四
一七〇　漁船損害等補償法第百二十九条に規定する組合責任保険金額の算定の方法を定める件　三〇　18　四五
一七一　漁船損害等補償法第百三十条の再保険料率の算定方法を定める件　三〇　18　四五
一七二　漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う農林水産省関係告示の整理に関する告示を定める件　三〇　18　四五
一七三―一七四　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　三〇　18　四六
一七五　肥料の登録の有効期間を更新した件　三〇　18　四八
一七六　生産業者及び輸入業者の名称又は住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件　三一　七